

市第 161 号議案 高速横浜環状北西線シールドトンネル建設工事請負契約の変更

1 趣旨

高速横浜環状北西線シールドトンネル建設工事請負契約の契約金額及び完成期限を変更します。

2 変更の概要

(1) 契約金額

土壌汚染対策法の環境基準を超える自然由来のヒ素が混入する建設発生土の割合が、当初の想定を大きく上回ったことに伴い、建設発生土の処理方法を変更することなどにより、契約金額を増額します。

【変更前】 36,069,089,400 円

【変更後】 41,127,164,640 円 (5,058,075,240 円の増額)

増額内訳

事由	増額
建設発生土の処理方法の見直し ①工事間流用を考慮していた建設発生土（約 12 万 m ³ ）の運搬・処分費用の増加 ②ヒ素混入に伴い、処分先を変更することによる運搬費のコスト増など	約 45 億円
工事ヤード復旧工事の追加	約 6 億円
	約 51 億円

(2) 完成期限

工事ヤードとして使用している近隣農地について、シールド掘進完了後に必要となる復旧工事を追加するため、完成期限を延長します。

なお、シールド本線工事への影響はなく、東京 2020 オリンピック・パラリンピックまでの全線開通を目指します。

【変更前】 平成 31 年 3 月 18 日

【変更後】 平成 31 年 12 月 27 日

<高速横浜環状北西線>

東名高速道路の横浜青葉 I C と第三京浜道路の港北 I C を結ぶ、延長約 7.1 キロメートルの自動車専用道路

